

別表：減免額の算出方法及び減免期間

減免の対象	検針期間に係る減免額		減免期間
(1) 給水装置及び給湯設備、太陽熱温水器、受水槽等のボルトタッブ、その他特殊器具等の破損等による漏水の修繕をした場合	メーターの指示水量が基準水量の3倍をこえる場合	検針期間ごとに算出した従量料金 - $\text{基準水量} + \{ (\text{基準水量} \times 3) - \text{基準水量} \} \div 2$ の水量に基づき算定した料金	漏水が発生したと判断できる日（以下「漏水日」という）を含む検針期間から漏水の修繕が完了した日（以下「修繕日」という）を含む検針期間までとし、漏水日が修繕日を含む検針期間の前々回の検針期間前である場合は、修繕日を含む検針期間から前々回の検針期間までとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
	メーターの指示水量が基準水量の3倍以下の場合	検針期間ごとに算出した従量料金 - $\text{基準水量} + (\text{メーター指示水量} - \text{基準水量}) \div 2$ の水量に基づき算出した料金	
(2) 自然災害等その他管理者が特に必要があると認める場合	管理者が別に定める額		管理者が別に定める期間

基準水量とは、次に掲げる使用水量のうち、管理者が適当と認める使用水量をいう。

- ア 前4ヶ月分の使用水量の2分の1
- イ 前年同期の使用水量
- ウ 前回実績の使用水量
- エ 修繕後の正常な使用により日割りで算出した見積もり水量